

CHINA REPORT

JBIC 中国レポート

株式会社 国際協力銀行 (JBIC)

INDEX

新公布法令・改正法令情報 2

投資関連制度情報 10
中国民間金銭貸借についての司法解釈の改正

コラムー名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一 17
中国の知的財産権と標準化問題の最新動向

コラムーキャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄 30
北斗衛星測位システムと新型インフラ整備

表紙写真：上海市外環状線建設プロジェクト（1998 年事業開発等融資案件、承諾額 260 億円）

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社国際協力銀行 北京代表処が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな投資、金融、税制等にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当代表処までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>

株式会社国際協力銀行 北京代表処
越智 幹文

新公布法令・改正法令情報

主な新公布法令【¹】

（2020 年 2 月から 2020 年 5 月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。）

・ 会社設立・M&A

法令名：	サプライチェーンのイノベーション及び応用試行業務をより一層適切にすることに関する商務部等の 8 部門の通知
公布部門：	商務部・工業及び情報化部・生態環境部・農業農村部・人民銀行・市場監督管理総局・銀保監会・中国物流及び調達連合会
文書番号：	商建函[2020]111 号
公布日：	2020 年 4 月 10 日
施行日：	—
概要等：	試行都市は、情報技術の中核とする新型インフラストラクチャー投入を強化し、ブロックチェーン、ビッグデータ等の現代サプライチェーン管理技術及びモデルを積極的に応用し、デジタル化サプライチェーン公共サービスプラットフォーム

¹ 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「—」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例）企業所得税法に基づき制定された税務通達

公布日：2009 年 7 月 1 日、施行日：2008 年 1 月 1 日（遡及適用）。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

	の建設を加速させる必要がある。試行都市は、積極的に生産・供給・販売の有機的連接及び内外貿易の有効な貫通を促進し、対外貿易、外資、商業貿易流通及び電子商取引企業を支持し、貿易パートナーとの意思疎通・協力を強化し、発注の保護、約定履行の保護及び市場の保護に努力し、外国貿易重点企業、重点プロジェクト及び重要な発注を全力で支持し、グローバルサプライチェーンの開放、安定及び安全を促進する必要がある。
法令名：	国外機関投資家境内証券先物投資資金管理規定
公布部門：	中国人民銀行・国家外貨管理局
公布日：	2020 年 5 月 7 日
概要等：	適格投資家は、自ら被仕向送金通貨の種類を選択して境内の証券先物投資を展開することができる。適格投資家が境内において展開するデリバティブは、ヘッジによる価値保持を目的とした外貨リスクヘッジ商品及び規定に適合する金融デリバティブのみに限る。
	「適格国外機関投資家境内証券投資外貨管理規定」（国家外貨管理局公告 2018 年第 1 号）、「人民元適格国外機関投資家の境内証券投資管理に関する問題に関する中国人民銀行及び国家外貨管理局の通知」（銀発〔2018〕157 号）及び適格機関投資家データ報告送付方式の調整に関する国家外貨管理局の通知」（匯発〔2015〕45 号）は、同時にこれを廃止する。

・ 税関管理

法令名：	「輸出入税則商品及び品目注釈」の改正内容（第 3 期から第 5 期）を發布することに関する公告
公布部門：	税関総署
公布日：	2020 年 2 月 6 日
概要等：	最近、世界税関機構は、「税則注釈」について一部の改正をした。中国税関は、既に関連する改正内容の翻訳を完了しており、ここに發布をする。
法令名：	国内販売における関税選択性徴収政策試行の拡大に関する公告
公布部門：	財政部・税関総署・税務総局
公布日：	2020 年 4 月 14 日
概要等：	2020 年 4 月 15 日から、「国内販売における関税選択性徴収政策試行の拡大に関する財政部及び税関総署の通知」（財関税〔2016〕40 号）に定める国内販売における関税選択性徴収政策試行を、すべての総合保税区に拡大する。
法令名：	セルフ印刷原産地証書の範囲を拡大することに関する公告
公布部門：	税関総署
公布日：	2020 年 5 月 7 日
概要等：	税関総署は、2020 年 5 月 11 日から、従前の 15 種類のセルフ印刷原産地証書を

基礎として、インドネシアとシンガポール輸出にかかる「包括的な経済上の連携にかかる中華人民共和国と東南アジア諸国連合との間の枠組協定」項目下の原産地証明書及びインド輸出にかかる「アジア-太平洋貿易協定」項目下の原産地証明書を追加し、セルフ印刷可能な証書とする。その他の事項は、税関総署 2019 年第 77 号に従い執行する。

・ 外貨管理

法令名：	上海国際金融センターの建設及び金融支援による長江デルタ一体化の発展の推進をより一層加速させることに関する中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、中国证券监督管理委员会、国家外貨管理局及び上海市人民政府の意見		
公布部門：	中国人民銀行・中国銀行保険監督管理委員会・中国证券监督管理委员会・国家外貨管理局・上海市人民政府	文書番号：	銀発[2020]46 号
公布日：	2020 年 2 月 14 日	施行日：	—
概要等：	条件に適合する商業銀行が商業自由意思の原則に従い上海において金融資産投資会社を設立することを支持し、条件に適合する金融資産投資会社が上海において専門業務投資子会社を設立することを試行し、臨港新エリアの建設並びに長江デルタの経済構造の調整、産業の最適化・グレードアップ及び調和のとれた発展に関連する企業再編、持分投資、直接投資等の業務の展開に参与させる。		
法令名：	「個人人民元・外貨兌換特別許可業務試行管理弁法」の改正に関する国家外貨管理局の通知		
公布部門：	国家外貨管理局	文書番号：	匯発[2020]6 号
公布日：	2020 年 2 月 13 日	施行日：	2020 年 2 月 13 日
概要等：	『個人人民元・外貨兌換特別許可業務試行管理弁法』の印刷発布に関する国家外貨管理局の通知（匯発[2012]27 号）、「個人人民元・外貨兌換特別許可機構がインターネットを通じて兌換業務を取り扱うことに関する問題に関する国家外貨管理局の通知」（匯発[2015]41 号）、「個人人民元・外貨兌換特別許可機構が外貨現金調達出入口及び外貨卸売業務を取り扱うことに関する国家外貨管理局の回答」（匯発[2015]169 号）、「個人人民元・外貨兌換特別許可業務及び外貨兌換業務の規範化に関する事項に関する国家外貨管理局綜合司の通知」（匯綜発[2015]38 号）は、同時にこれらを廃止する。		
法令名：	外貨管理を最適化し、対外業務の発展を支援することに関する国家外貨管理局の通知		
公布部門：	国家外貨管理局	文書番号：	匯発 [2020] 8 号
公布日：	2020 年 4 月 10 日	施行日：	2020 年 4 月 10 日
概要等：	外貨業務管理を最適化し、外貨サービス方式を完全化し、クロスボーダー貿易投資の利便化水準を向上させる。		
法令名：	貿易の新業態の発展を支持することに関する国家外貨管理局の通知		

公布部門：	国家外貨管理局	文書番号：	匯発[2020]11 号
公布日：	2020 年 5 月 20 日	施行日：	2020 年 5 月 20 日
概要等：	市場調達貿易に従事する境内及び境外の個人は、個人の外貨口座を通じて、第 5 条の要求に適合する市場調達貿易外貨の決済を取り扱うことができる。個人が市場調達貿易項目における人民元転を取り扱い、取引額の証明資料又は取引の電子情報を提供する場合には、個人の年度利便化限度額を占有しない。		

・ 税務・会計

法令名：	貨物先物市場の対外開放を支持することにかかる増値税政策に関する公告		
公布部門：	財政部・税務総局	文書番号：	2020 年第 12 号
発布日：	2020 年 2 月 18 日	施行日：	—
概要等：	2018 年 11 月 30 日から 2023 年 11 月 29 日まで、国务院の認可を経て対外開放される貨物先物銘柄の保税受渡業務については、一時的に増値税の徴収を免除する。		
法令名：	一部の製品の輸出税還付率を引き上げることにに関する公告		
公布部門：	財政部・税務総局	文書番号：	2020 年第 15 号
発布日：	2020 年 3 月 17 日	施行日：	2020 年 3 月 20 日
概要等：	磁器衛生器具等の 1084 項目の製品の輸出税還付率を 13%まで引き上げる。植物成長調節剤等の 380 項目の製品の輸出税還付率を 9%まで引き上げる。		
法令名：	輸出還付税率文庫 2020B 版の発布に関する通知		
公布部門：	国家税務総局	文書番号：	税総函〔2020〕44 号
発布日：	2020 年 3 月 17 日	施行日：	2020 年 3 月 20 日
概要等：	「一部製品の輸出還付税率の引上げに関する財政部及び税務総局の公告」（2020 年第 15 号）に關係する輸出還付税率の調整に關係する規定に基づき、国家税務総局は 2020B 版輸出税率文庫を編成した。		
法令名：	物流企業の大口商品貯蔵施設用地の都市・鎮土地使用税の優遇政策を継続して実施することについての公告		
公布部門：	財政部・税務総局	文書番号：	公告 2020 年第 16 号
公布日：	2020 年 3 月 13 日	施行日：	—
概要等：	2020 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで、物流企業の自己所有（自己使用及び賃貸を含む。）又は賃借りする大口商品倉庫施設用地に対して、軽減し所属土地の等級に従い税額標準の 50%を適用し、都市・鎮土地使用税を計算徴収する。		
法令名：	電子会計証憑の消込記帳アーカイブの規範化に関する財政部及び国家档案局の通知		
公布部門：	財政部・国家档案局	文書番号：	财会〔2020〕6 号

公布日：	2020 年 3 月 23 日	施行日：	2020 年 3 月 23 日
概要等：	電子商取引及び電子政務の発展に適応し、かつ、各種類の電子会計証憑の消込記帳アーカイブを規範化するため、国の関係法律及び行政法規に基づき、ここに関係事項について次のように通知する。		
法令名：	中古車取次販売に係る増値税政策に関する公告		
公布部門：	財政部税務総局	文書番号：	2019 年第 91 号
発布日：	2020 年 4 月 8 日	施行日：	2020 年 5 月 1 日
概要等：	2020 年 5 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで、中古車取次販売に従事する納税者が自ら買い取った中古車を販売するにあたっては、従前の簡易方法において 3%の徴収率によるものを減じて 2%に従い増値税を徴収することから、減じて 0.5%に従い増値税を徴収することに改める。		
法令名：	加工貿易企業の国内販売にかかる税金の延滞利息の徴収を一時免除することに関する通知		
公布部門：	財政部	文書番号：	財関税[2020]13 号
発布日：	2020 年 4 月 10 日	施行日：	2020 年 4 月 15 日
概要等：	加工貿易の発展を安定化させ、かつ、企業負担を軽減するため、2020 年 4 月 15 日から 2020 年 12 月 31 日まで、加工貿易企業の国内販売にかかる税金の延滞利息の徴収を一時免除する。		
法令名：	新エネルギー自動車の車両購入税の免除に係る政策に関する公告		
公布部門：	財政部・税務総局・工業及び情報化部	文書番号：	公告 2020 年第 21 号
発布日：	2020 年 4 月 16 日	施行日：	2021 年 1 月 1 日
概要等：	2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで、購入した新エネルギー自動車に対し車両購入税を免除する。車両購入税を免除される新エネルギー自動車とは、純電動自動車、プラグインハイブリッド（レンジエクステンダー式を含む。）自動車及び燃料電池自動車をいう。		
法令名：	包摂金融に係る租税優遇政策の実施を延長することに関する公告		
公布部門：	財政部・税務総局	文書番号：	公告 2020 年第 22 号
発布日：	2020 年 3 月 10 日	施行日：	—
概要等：	「農村金融の発展を支持することに関する租税政策を延長継続することに関する財政部及び税務総局の通知」（財税[2017]44 号）、「少額貸付会社の関係する租税政策に関する財政部及び税務総局の通知」（財税[2017]48 号）、「零細企業融資を支援することに関する租税政策に関する財政部及び税務総局の通知」（財税[2017]77 号）、「賃借した固定資産の仕入税額控除等の増値税政策に関する財政部及び税務総局の通知」（財税[2017]90 号）において 2019 年 12 月 31 日までの執行期間が定められている租税優遇政策は、実施期間を 2023 年 12 月 31 日まで延長する。		

・その他

法令名：	「信託会社持分管理暫定施行弁法」		
公布部門：	中国銀行保険監督管理委員会	文書番号：	2020 年第 4 号
公布日：	2020 年 1 月 20 日	施行日：	2020 年 3 月 1 日
概要等：	信託会社の持分管理を強化し、信託会社の株主の行為を規範化し、信託会社、信託当事者等の適法な権益を保護し、株主の適法な利益を維持保護し、かつ、信託会社の持続的かつ健全な発展を促進するため、「会社法」、「銀行業監督管理法」、「信託法」等の法律法規に基づき、この弁法を制定する。		
法令名：	消費の規模拡大・品質向上を促進し、強大な国内市場の形成を加速することに関する実施意見		
公布部門：	国家発展及び改革委員会・中央宣伝部・教育部・工業及び情報化部・公安部・民生部/財政部・人的資源及び社会保障部・自然資源部・生態環境部・住宅及び都市農村建設部・交通運輸部・農業農村部・商務部・文化及び観光部・衛生健康委員会・人民銀行・税関総署・税務総局・市場監督管理総局・報道出版・ラジオ映画テレビ総局/体育総局・証監会		
文書番号：	発改就業[2020]293 号		
公布日：	2020 年 2 月 28 日	施行日：	—
概要等：	「スマート+」消費の生態体系を構築し、5G ネットワーク等の情報インフラストラクチャーの建設及び商用化の歩みを加速させ、「スマートストア」、「スマート区」及び「スマート商業エリア」の建設を奨励する。「インターネット+社会サービス」消費モデルを大いに発展させ、教育、医療健康、養老、保育、家政、文化及び観光、スポーツ等のサービス消費のオンライン・オフラインでの融合発展を促進し、サービス内容を拡張し、サービスのカバー面を拡大する。オンライン教育課程認証、かかりつけ医電子化契約等の制度の確立を模索し、社区における在宅での「バーチャル養老院」の発展を支持する。高水準の社会サービス機構を中核とし、基層地区、未発達地区及び辺境地区に向けた遠隔オンラインサービス体系を確立することを奨励する。		
法令名：	電子労働契約の締結に係る問題に関する人的資源及び社会保障部弁公庁のレター		
公布部門：	人的資源及び社会保障部弁公庁	文書番号：	人社庁函[2020]33 号
公布日：	2020 年 3 月 4 日	施行日：	—
概要等：	雇用単位と労働者とが協議により合意した場合には、電子形式を採用して書面による労働契約を締結することができる。電子形式を採用して労働契約を締結するにあたっては、電子署名法等の法律法規の規定に適合した、書面による形式であるとみなすことができるデータ電文及び信頼性のある電子署名を使用しなければならない。雇用単位は、電子労働契約の生成、伝達、保存等が電子署名法等		

	の法律法規所定の要求を満たすことを保証し、当該電子労働契約が完全であり、正確であり、及び改ざんされないことを確実に保証しなければならない。労働契約法の規定及び上記の要求に適合する電子労働契約がひとたび締結されれば直ちに法律効力を有するものとし、雇用単位及び労働者は、電子労働契約の約定に従い、各自の義務を全面的に履行しなければならない。	
法令名：	「上場会社ベンチャーキャピタルファンド株主が保有株式を減少させることにかかる特別規定」	
公布部門：	中国証監会	文書番号：公告[2020]17 号
公布日：	2020 年 3 月 6 日	施行日： 2020 年 3 月 31 日
概要等：	中国証券キャピタルファンド業協会において届出されたベンチャーキャピタルファンドについて、その投資する、条件に適合する企業が上場した後に、証券取引所の集中価格競争取引を通じて、その保有する、発行人が初回公開発行前に発行した株式を売却するにあたって比率制限を適用する。詳細については、附属書を参照されたい。	
法令名：	中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアにおいて境内貿易融資資産の越境譲渡業務の試行を展開することに関する中国人民銀行上海本部の通知	
公布部門：	中国人民銀行上海本部	文書番号：銀総部発〔2020〕20 号
公布日：	2020 年 3 月 30 日	施行日： ー
概要等：	上海市金融学会越境金融サービス専門業務委員会は、銀行同業を組織して十分に検討した上で「中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア境内貿易融資資産越境譲渡業務操作指針」を制定した。上海市の銀行は、「指針」の要求に従い貿易融資資産越境譲渡業務を開始することができる。	
法令名：	自動車用ブレーキライニング製品の生産許可から強制性製品認証管理への転換にかかる実施要求に関する市場監督管理総局の公告	
公布部門：	市場監督管理総局	文書番号：2020 年第 19 号公告
公布日：	2020 年 4 月 17 日	施行日： 2019 年 12 月 1 日
概要等：	2020 年 6 月 1 日から、自動車用ブレーキライニングは CCC 認証管理範囲に組み込まれ、各指定認証機関は、認証委託（認証機関、実験室リスト及び認証実施規則については別途公告する。）の受理を開始する。各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団市の監督局（庁、委）は、関連する生産許可証申請の受理を停止し、既に受理しているものについては法により行政許可手続を終了する。2021 年 6 月 1 日から、自動車用ブレーキライニング製品で、強制性製品認証証明書を取得しておらず、及び強制性認証マークを標記していないものは、出荷、販売、輸入その他経営活動においては使用してはならない。	
法令名：	登録商標専用権質権登記手続規定	
公布部門：	国家知的財産局	文書番号：第 358 号公告

公布日：	2020 年 4 月 22 日	施行日：	2020 年 5 月 1 日
概要等：	担保された主契約の履行期間が延長され、主債権が期日通りに実行されない等により質権登記期間を延長する必要がある場合には、質権者と質権設定者の双方は、質権登記期間が満了する前に、関連文書を持参して登記の期間延長手続を申請しなければならない。 国家知的財産権局は、登記を期間延長した場合には、質権設定者に通知しなければならない。原「登録商標専用権質権登記手続規定」（工商標字〔2009〕182 号）は、施行日から執行しない。		
法令名：	固体廃棄物環境汚染防止処理法		
公布部門：	ー	文書番号：	主席令第 43 号
公布日：	2020 年 4 月 29 日	施行日：	2020 年 9 月 1 日
概要等：	生態環境を保護し、及び改善し、固形廃棄物による環境の汚染を防止処理し、公衆の健康を保障し、生態安全を維持保護し、生態文明建設を推進し、かつ、経済社会の持続可能な発展を促進するため、この法律を制定する。		
法令名：	金融資産投資会社による資産管理業務の展開に関する事項に関する中国銀保監会の通知		
公布部門：	銀保監会	文書番号：	銀保監発[2020]12 号
発布日：	2020 年 4 月 16 日	施行日：	ー
概要等：	債務の株式化投資計画においては、単独の市場化された DES 資産に投資することができ、また、ポートフォリオ方式を採用して投資をすることもできる。ポートフォリオ投資のうち、市場化された DES 資産は、原則として債務の株式化投資計画の純資産の 60%を下回らない。		
法令名：	金融により広東・香港・マカオ大湾区建設を支援することに関する中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会及び国家外貨管理局の意見		
公布部門：	中国人民銀行・中国銀行保険監督管理委員会・中国証券監督管理委員会・国家外貨管理		
文書番号：	銀発[2020]95 号		
公布日：	2020 年 4 月 24 日	施行日：	ー
概要等：	広東・香港・マカオ大湾区の内地で人民元・外貨が 1 つになったクロスボーダー資金プール業務試行を展開する。広東・香港・マカオ大湾区の内地銀行が法律規則に適合し、リスクが制御可能であるという前提の下に、外部のベンチャー投資機構との合作を強化し、多様化した金融支援科学技術発展ビジネスモデルを積極的に模索し、多元化され、国際化され、区域を跨いだ科学技術イノベーション投融资体系を構築し、科学技術イノベーション金融支援プラットフォームを建設し、科学技術成果の転化を促進することを支持する。		

投資関連制度情報

中国民間金銭貸借についての司法解釈の改正

2020 年 8 月 18 日の最高人民法院裁判委員会第 1809 回会議において採択された『民間貸借事件を審理する際の法律適用にかかる若干の問題に関する規定』の改正に関する決定に基づき、同月 20 日、最高人民法院は、新たに改正した「民間貸借事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」を正式に発布した。

同規定は 2015 年 8 月に発布され、民間貸借行為を規範化した。民間貸借は、貸付業務を業とする金融機構以外の他の民事主体間で締結される、資金の貸付及び元金・利息の返還を主たる権利義務内容とする民事法律行為である。

第一、民間貸借に関する主要法律・法規・文書

- ・「民法典」（2020 年 5 月 28 日第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議、同日首席令第 45 号により公布、2021 年 1 月 1 日施行）
- ・「不法金融機構及び不法金融業務活動取締弁法」（2011 年 1 月 8 日国務院令第 588 号により改正公布、同日施行）
- ・「民間貸借事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」（2020 年 8 月 19 日法釈[2020]6 号により改正公布、同月 20 日施行）
- ・中国人民銀行公告〔2019〕第 15 号（2019 年 8 月 16 日公布）
- ・「地下銀行を取り締まり、及び高利貸行為に打撃を与えることに関する中国人民銀行の通知」（2002 年 1 月 31 日中国人民銀行示達、同日施行）

第二、民間貸借に関する主要法律・法規・文書の内容整理

一、「民法典」（2020 年 5 月 28 日第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議、同日首席令第 45 号により公布、2021 年 1 月 1 日施行）

従前「契約法」において典型契約として列挙されていた金銭消費貸借について、「民法典」は①高利貸付の禁止、②利息につき約定がない場合及び自然人間の契約について利息がないものとみなす規定を追加した（第 680 条）。

二、「不法金融機構及び不法金融業務活動取締弁法」（2011 年 1 月 8 日国務院令第 588 号により改正公布、同日施行）

「不法金融機構及び不法金融業務活動取締弁法」第 4 条は、中国人民銀行の認可を経ないで無断で不法な貸付実行に従事する活動は、不法な金融業務活動であり、法により取り締まるべき範疇に属すると規定する。

三、「民間貸借事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」（2020 年 8 月 19 日法釈[2020]6 号により改正公布、同月 20 日施行）

最高人民法院は、新型コロナウイルス肺炎流行の予防抑制及び経済社会の良性かつ健全な発展のノーマライゼーションを統一的に推進し、市場主体の発展の動力及び活力を引き続き増強し、社会の資金調達規模の合理的な成長を保持し、総合的な資金調達コストが目に見えて下がるようにするため、「民間貸借事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」（以下「規定」という。）を下記の通り改正した。

1、法により民間貸借契約の効力を確認

当事者の意思自治の尊重は、民間貸借紛争を処理するにあたって堅持すべき重要な原則である一方、「民間貸借」の名目により、金融監督管理部門の認可を経ないで社会公衆向けに貸付を実行する行為は、「不正貸付」、「学生への貸付」と絡み合いやすく、地方の金融秩序及び社会の安定に重大な影響を及ぼし、人民大衆の適法な権益及び生活の平穏を重大に損なう。

そこで、最高人民法院は、貸借契約の無効を認定する 5 種類の事由に 1 種類を追加した。すなわち、規定第 14 条第（三）号により、「貸付実行資格を法どおりに取得していない貸主が、営利を目的として、社会の不特定の対象に対し貸付金を提供したとき」は、無効と認定しなければならない。

また、ある企業が銀行からの借入後に更に転貸すること、特に少数の国有企業が銀行から貸付を受けた後、間に入って貸付チャネル業務に従事することは、金融サービス実体の価値観の方向性に違背する。そこで、最高人民法院裁判委員会は、原司法解釈第 14 条第（一）号の「金融機構の信用貸付資金を不正に取得して借主に高利で転貸し、かつ、借主が事前にこれを知り、又は知るべきであったとき」という契約無効事由について、規定第 14 条第（一）号の「金融機構の貸付を不正に取得して転貸したとき」に改め、司法により金融サービス実体を後押しするという鮮明な態度を更に強化した。

2、民間貸借利率の司法保護上限を調整し、民間貸借利率と経済社会発展水準との適応を推進

最高人民法院は、社会各界の意見を誠実に聴取し、金融監督管理部門の意見・提案を徴求したうえで、院裁判委員会の討論を経た後、次のように決定した。すなわち、中国人民銀行が全国銀行間コールセンターに授權して毎月 20 日に発表させている 1 年物のローンプライムレート（LPR）の 4 倍を基準として民間貸借利率の司法保護上限を確定し、原司法解釈における「24%及び 36%を基準とする 2 線 3 区」の規定に代え、民間貸借利率の司法保護上限を大幅に引き下げた。2020 年 7 月 20 日に発表された 1 年物のローンプライムレート 3.85%の 4 倍による計算を例にとると、民間貸借利率の司法保護上限は 15.4%であり、以前の 24%及び 36%と比べてかなり大幅な引き下げとなる。

民間貸借利率の司法保護上限を大幅に引き下げたのには、主に①経済社会の発展、②民間貸借活動の規範化、③民間貸借の安定的かつ健全な発展の保証、④利率の市場化改革の推進、⑤司法裁判基準の統一が理由として説明されている【2】。

3、民法典を誠実に徹底・具体化

最高人民法院は、「高利による貸付実行の禁止」に関する民法典の原則的精神を誠実に徹底・具体化し、また、関連条項について対応する調整を行った。

民間貸借事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定

第 28 条第 2 項

前項に従い計算し、借主が借入期間満了後に支払うべき**元金及び利息の和**が、最初の借入金元金と、最初の借入金元金を基数として、契約成立時における 1 年物のローンプライムレートの 4 倍より計算した借入期間全体における利息との和を超える場合には、人民法院は、これを支持しない。

第 29 条第 1 項

貸借双方に**期限徒過にかかる利率**について約定がある場合には、当該約定に従う。ただし、契約成立時における 1 年物のローンプライムレートの 4 倍を超えないことを限りとする。

第 30 条

貸主と借主とが期限徒過にかかる利率を約定しており、また、違約金その他の費用についても約定している場合には、貸主は、**期限徒過にかかる利息又は違約金その他の費用**を主張することを選択することができ、また、一括して主張することもできる。ただし、総合計が契約成立時における 1 年物のローンプライムレートの 4 倍を超える部分について、人民法院は、これを支持しない。

第三、民間貸借利率引き下げによる影響

一、規定の法的性質

規定の法的性質は最高人民法院の司法解釈である。司法解釈には、最高人民法院と最高人民検察院が発するものがあり、いずれも中国における重要な法源である。このうち、最高人民法院が発する司法解釈は、裁判規範として重要であり、その形式、効力、制定手続き、発布、改正・廃止などについて、「司法解釈業務に関する最高人民法院の規定」【3】が定めら

² <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-248891.html>

³ 最高人民法院法発[2007]12 号 2007 年 3 月 23 日公布

れている。

司法解釈業務に関する最高人民法院の規定

第 5 条 最高人民法院の発布する司法解釈は、**法的効力**を有する。

第 6 条 司法解釈の形式は、「解釈」、「**規定**」、「回答」及び「決定」の 4 種に分かれる。

裁判業務においてどのように特定の法律を具体的に適用するのか又は特定の種類の事件若しくは特定の種類の問題に対しどのように法律を適用するのかについて制定する司法解釈は、「解釈」の形式を採用する。

立法精神に基づき裁判業務において制定する必要がある規範及び意見等の司法解釈は、「規定」の形式を採用する。

高級人民法院及び解放軍軍事法院による、裁判業務における法律の具体的適用の問題に係る回答申請について制定する司法解釈は、「回答」の形式を採用する。

司法解釈の改正又は廃止は、「決定」の形式を採用する。

二、遡及効

約定金利が契約成立時における 1 年物のローンプライムレートの 4 倍を超えない限り、基準金利が事後変更されても既存債権の金利は変動しない。また、従前の契約の有効期間の変更契約や、従前の契約の一部（例：毎月の支払日）の変更契約も、本質が従前の契約であることが明示される場合には、同様であると考えられる。

民間貸借事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定
第 26 条第 1 項 貸主が借主に対し契約に約定した利率に従い利息を支払うよう請求する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。ただし、双方の約定した利率が契約成立時における 1 年物のローンプライムレートの 4 倍を超える場合を除く。

前項において「1 年物のローンプライムレート」とは、中国人民銀行が全国銀行間コールセンターに授権して 2019 年 8 月 20 日から毎月発表させている 1 年物のローンプライムレートをいう。

したがって、原司法解釈の下で適用されていた従前の利率（36%以内）が、契約成立時における 1 年物のローンプライムレートの 4 倍を超える場合には、当該利率を引き続き適用することはできないと考えられる。規定第 32 条第 3 項には、同規定と一致しない解釈よりも優先される旨規定されていることから、規定第 26 条第 1 項と矛盾する従前の利率の存続は許されないと考えるべきである。規定第 32 条第 2 項は、規定施行前の貸借行為について

まで、規定第 26 条第 1 項が規定する「1 年物のローンプライムレートの 4 倍」の基準強制を遡及的に図る趣旨が窺える。

民間貸借事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定
第 32 条 この規定が施行された後において、人民法院が新たに受理する一審の民間貸借紛争事件には、この規定を適用する。

貸借行為が 2019 年 8 月 20 日より前に発生している場合には、原告が訴えを提起した時の、1 年物のローンプライムレートの 4 倍を参照して、保護を受ける利率の上限を確定することができる。

この規定が施行された後において、最高人民法院が以前に出した関連する司法解釈とこの解釈とが一致しない場合には、この解釈を基準とする。

このような、規定による新しい基準の強制を遡及的に図る趣旨に鑑みると、規定は、既存債権の金利について、次のような区分で規定の上限金利を適用することを強制するものであるとの解釈を導くことが可能である。すなわち、

1、「貸借行為が 2019 年 8 月 20 日より前に発生している場合」には、「原告が訴えを提起した時」を基準とする「1 年物のローンプライムレートの 4 倍を参照して、保護を受ける利率の上限を確定すること」になる（規定第 32 条第 2 項）。

2、貸借行為が 2019 年 8 月 20 日以降に発生している場合には、「1 年物のローンプライムレート」、すなわち「中国人民銀行が全国銀行間コールセンターに授権して 2019 年 8 月 20 日から毎月発表させている 1 年物のローンプライムレート」を前提として、「双方の約定した利率が契約成立時」を基準とする「1 年物のローンプライムレートの 4 倍」が保護を受ける利率の上限となる（規定第 26 条第 1 項、第 2 項）。

したがって、規定が適用される結果、2020 年 8 月 20 日以降に既存債権の利率の引き下げを実施しない場合には、貸主の不当利得として借主からの返還請求を可能とし、さらに、過去に遡及していわゆる過払い金返還請求を惹起する可能性がある。同日以降の訴訟では規定が適用されるため（規定 32 条第 1 項）、貸主に対し新基準による金利で引き直し計算をして不当利得の返還を命じられる結論を生じうる。

三、日本の過払金返還請求事件との比較

日本において、2006 年の最高裁判決【4】を契機として、全国で民事訴訟を激増させ、業界最大手の消費者金融業者の倒産すら招いた過払金返還請求は、利息制限法、出資法、貸金

⁴ 最二小判平成 18 年 1 月 13 日

業法という 3 つの法律の解釈をめぐる判例の積み重ねの結果であった。

利息制限法は、金銭消費貸借において、同法所定の制限利息を超える契約は、その超過部分について無効とし、債務者がこの超過部分を任意に支払ったときはその返還を請求することができないと規定している（1 条 2 項、4 条 2 項）。一連の最高裁判例【5】により、利息制限法所定の制限を超える利息の契約は、その超過部分については無効であって、超過部分の債務は存在せず、債務者が約定どおりの利息を任意に支払った場合でも、利息制限法所定の制限利息により計算した金額を超える部分は、元本債務が現存する限りはそれに充当され、元本充当によって計算上元本債務が完済となった場合には、完済時又は完済後に債務の存在しないことを知らないで支払った過払分について、債務者は不当利得返還請求をすることができるとする判例理論が確立していた。

しかし、その後、昭和 58 年に貸金業法が制定され、出資法 5 条 2 項に違反しないことから刑事罰を科せられることはないが、利息制限法 1 条 1 項所定の制限利率を超えるために民事上は無効である利息（いわゆるグレーゾーン金利）について、任意に支払ったこと及び特定の書面交付という要件を満たす場合には有効な利息の債務の弁済とみなす旨のみなし弁済規定を置いた。これにより、貸金業者が 17 条書面及び 18 条書面の交付義務を遵守する見返りないし特典として、利息制限法の特則として同法所定の制限利息を超える部分の返還請求をすることができなくなった。

上記の 2006 年判決は、そのような状況下で下級審判例の判断が分かれる中、貸金業法のみなし弁済規定の見返りの側面から、規定該当性を厳格に解釈し、期限の利益喪失特約が結ばれている場合には任意性を欠くと判断した。これにより、借主側の主張立証の負担が格段に軽減され、平成 19 年以降の過払い金返還請求訴訟が急増することとなった。

他方、中国の規定には、無効な利息の支払を有効とする規定は存在しないため、一層、規定の文言から無効な利息の支払を不当利得として返還を認めることを防ぐことが難しい。もっとも、中国において、日本が経験した貸金業界の混乱を望むとも考えにくく、遡及効とそれによる不当利得返還請求の可否については、最高人民法院のさらなる司法解釈により明らかにすべきであると考ええる。

以上

⁵ 最大判昭和 39・11・18、最大判昭和 43・11・13、最三小判昭和 44・11・25

—コラム 中国の知的財産権と標準化問題の最新動向—

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一

1. はじめに

「新冷戦」とも称される米中摩擦の問題は、「貿易戦争」から「技術戦争」、すなわち、貿易不均衡の是正ではなく「ハイテク産業を巡る大国間の覇権争い」のステージに移行している。その意味で今後の焦点の一つは、ハイテク製品に関わる技術開発競争の行方にある。このため、米国は中国による知的財産侵害を問題視し、関税引き上げ等を通じて譲歩を迫る一方、国防権限法を根拠に輸出と投資に関わる規制を強化しようとしている。

中国の知的財産侵害について、従来の模倣品問題はいまだ健在であり、しかも巧妙化している状況にある。しかし、他方では知財を戦略的に活用しながら、「模倣大国」から「知財大国」、さらには「知財強国」への転換に向けて政策を推進していることには留意する必要がある。事実、急速に技術力を高める中国は、国際特許出願件数で、2017 年に日本を抜いて世界 2 位、2019 年には米国を超えて初の 1 位となった。

加えて、中国は製品や技術に関わる知財に加えて、その性能を規格化する標準を連携させた市場獲得を強化すべく、技術標準の長期戦略となる「中国標準 2035」の策定作業も進めている。

本稿は、米中摩擦の焦点の一つとなっている知的財産権および重要性が増している標準化の問題について、中国政府の政策を中心に、最新動向を考察することを目的とする。

2. 中国の知財問題の現局面

始めに、中国の知的財産権問題の現況を確認しておこう。この問題を見る際に欠かせないのが産業高度化政策「中国製造 2025」である⁶。次世代情報技術産業など 10 の重点分野を政府の肝いりで育成していくという内容だが、米国は中国政府が産業育成のため、中国企業に資金援助して海外から技術を獲得させているなどとして、「中国製造 2025」を強く批判している。

米通商代表部（USTR）は 2018 年 3 月、通商法 301 条の発動根拠となった調査報告書を

⁶ 中国製造 2025 に関わる通知の本文は中国政府のウェブサイト（http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm#）で閲覧可能。

公表した⁷。同報告書は「中国製造 2025」に関連し、中国政府が①技術移転を目的とした米国企業の中国事業の規制・干渉、②米中の企業間の市場原理に基づく技術契約締結の妨害、③中国企業による米国企業の組織的な買収の指示、④米国のコンピューター・ネットワークへの違法侵入、などに関与していると指摘している。

中国政府は米国の批判を意識しており、「中国製造 2025」という言葉を公式の場で使わなくなっている。「全国人民代表大会」（全人代、国会に相当）に提示される「政府活動報告」（施政方針に相当）では、2019 年は「製造強国の建設を加速する」、2020 年は「製造業の高度化と新興産業の発展を推進する」という表現に置き換えた。

ただ、政策研究に携わる国務院の関係者は「米中対立が激しくなっている状況下で中国製造 2025 は目立たないようにしている」と説明した上で、「科学技術振興は不可避であり、その内容は推進し続ける」と強調している。中国側にも妥協する考えはなく、科学技術における「自力更生」の道を模索する構えである。

3. 中国の知財問題に対する日本企業の見方

次に、中国における知財問題に対して日本企業がどのように見ているのかについて、考察する。日本貿易振興機構（ジェトロ）が 2020 年 2 月に公表した「2019 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」によれば⁸、日本企業の中国におけるビジネス環境の課題として、「知財保護」を挙げた回答率は 40.7%と 4 割に達し、「米中間追加関税措置」（60.8%）「政情・社会情勢・治安」（42.9%）に次ぎ、3 番目に回答率が多かった（図表 1）。

ただし、同アンケート調査を 2012～14 年に実施した際に、「知財保護」を課題と挙げる割合は 51.3～53.1%といずれも 5 割を超えており、それに比べると回答率は低下傾向にある。

知財問題のうち、古くて新しい問題といえるのが模倣品被害である。特許庁が 2020 年 3 月に公表した「2019 年度模倣被害実態調査報告書」によると⁹、模倣品の製造国、経由国、販売国が中国(香港を含む)とする法人数はそれぞれ、2,197 社、1,886 社、2,819 社となり、国・地域別ではいずれも最多であった（図表 2）。

⁷ 同報告書については USTR のウェブサイト

(<https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF>) で閲覧可能。

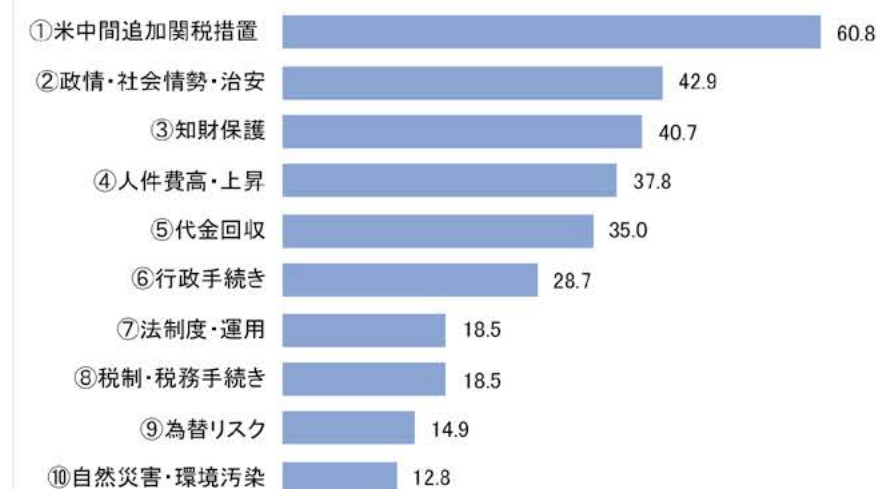
⁸ 同調査の報告書および結果概要についてはジェトロのウェブサイト

(<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2020/01/1057c5cfeec3a1ee.html>) で閲覧可能。

⁹ 同報告書は特許庁のウェブサイト

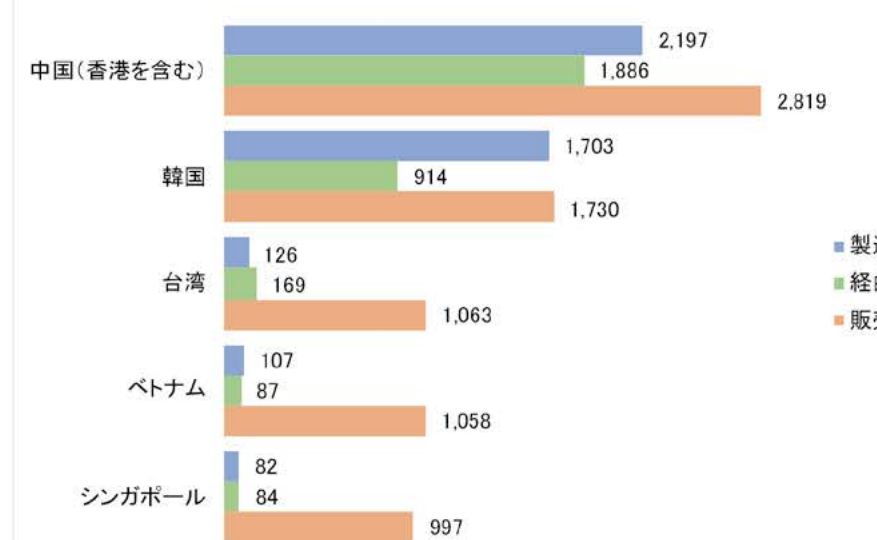
(https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/mohou_higai/document/index/0000.pdf) で閲覧可能。

（図表 1）中国におけるビジネス環境の課題



（出所）ジェトロ「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（2020 年 2 月）

（図表 2）日本の国・地域別模倣被害状況



（出所）特許庁「2019 年度模倣被害調査報告書」（2020 年 3 月）

中国に進出する日本企業で構成する中国日本商会は、直面している課題解決のための建議を中国政府に対して取りまとめた「中国経済と日本企業白書」を 2010 年より発行しているが、ここでも知的財産権は常に共通課題となっている。2020 年 9 月 16 日に公表された 2020 年版¹⁰では「知的財産の保護・活用面が着実に進展している一方、模倣品の問題は依

¹⁰ 同白書は中国日本商会のウェブサイト (<http://cjcci.org/cjecolist/eco2020/>) で閲覧可

然として残されている」と強調。「模倣業者は処罰を回避するため、手法の多様化、複雑化等さまざまな施策を講じている。模倣品摘発がなされても、複数の要因により、模倣行為を意図的に繰り返す再犯者に対する十分な抑止効果が機能していない」と指摘している。

4. 知財強国を目指す中国の戦略

中国の知的財産侵害について、従来の模倣品問題はいまだ健在であり、しかも巧妙化している状況にある。しかし、他方では知財を戦略的に活用しながら「知財強国」への転換に向けて政策を推進している。ここでは知財強国に向けた中国の戦略とその成果について検証する。

中国が知財関連の法整備を始めたのは 1980 年代に入ってからだ。1982 年に商標法、1984 年に特許法などに相当する専利法を制定した（図表 3）。日本の特許制度は「専売特許法」が施行された 1885 年から始まったとされており、中国の法整備は日本に約 100 年遅れたことになる。

（図表 3）中国知財戦略の発展の歴史

開始期 (1970～1990年代)	◆ 技術導入のため知財関係法制を整備 ◆ 1982年に商標法、1984年に専利法、1990年に著作権法を制定
WTO対応時代 (1990～2000年代)	◆ WTOは知財保護を加盟国に義務づけており、知財関係法制を改正し、知財制度を国際水準に引き上げ ◆ 行政も司法も模倣品対策に注力
国家戦略時代 (2008年以降)	◆ 2008年に「国家知的財産権戦略綱要」を制定 ⇒ 知財を国家戦略に位置付け ◆ 2011年に「国家知的財産権事業発展・第12次5ヵ年計画」を策定 ⇒ 5ヵ年計画に寄与する知財戦略の位置付けを明確に ◆ 2016年3月に「第13次5ヵ年計画」を発表、⇒ 「知財強国」が国家目標に ◆ 「知識産権強国戦略大綱」を策定中(2035年に向けた国家戦略)

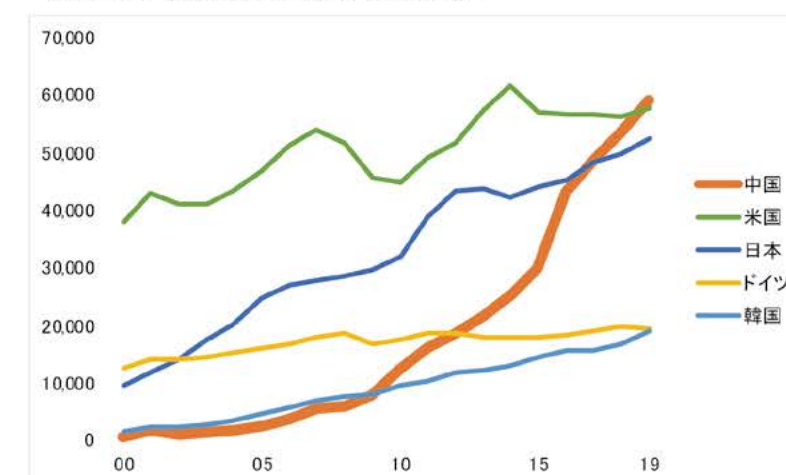
（出所）科学技術振興機構「中国知財戦略に関する調査」（2017 年 3 月）および現地ヒアリング等を基に作成

中国が政策として知財戦略に本格的に乗り出したのは 2000 年代になってからで、2008 年に「国家知的財産権戦略綱要」を制定し、ここで知財を国家戦略の一つに掲げた。さらに、2016 年に発表した第 13 次 5 ヵ年計画（2016～20 年）では、「知財強国」を国家目標に位置付けた。現在は 2035 年に向けた「知識産権強国戦略大綱」の策定を推進している。

能。

知財強国を目指す中国は近年、急速に特許出願件数を増加させている。世界知的所有権機関（WIPO）によれば、国際特許出願件数は 2017 年に日本を上回って世界 2 位、2019 年は 5 万 9,066 件となり、米国（5 万 7,679 件）を抜いて初の世界 1 位となった（図表 4）。日本は 5 万 2,686 件で 3 位であった。

（図表 4）国際特許出願件数の推移



（出所）世界知的所有権機関（WIPO）

中国の国際特許の出願元は、圧倒的に通信機器大手の華為技術（ファーウェイ）が多い。2019 年は 4,411 件と 3 年連続で世界 1 位となり、2 位の三菱電機の 2 倍近い規模だった。ファーウェイに加えて、5 位に通信機器大手の OPPO、6 位に液晶パネル大手の京東方科技集団（BOE）、8 位にヘルステック大手の平安科技と、上位 10 位の中に中国企業は 4 社がランクインしている（図表 5）。

（図表 5）国際特許出願件数ランキング（2019 年）



(出所) 世界知的所有権機関 (WIPO)

5. 課題となる「量」から「質」への転換

中国の特許出願は急増しているが、その質はどのようなのだろうか。日本の経済産業省が毎年発表している「通商白書」の 2019 年版は日米中 3 カ国の特許出願 (12~16 年の累計値) を比較している。産業別に件数をみると、3 カ国ともに「次世代 IT 産業」が最も多いが、米国は 8 万 2,000 件、中国は 6 万 4,681 件であるのに対して、日本は 1 万 6,486 件と、米国の 6 分の 1、中国の 4 分の 1 程度に過ぎない¹¹。

しかし、特許の評価額を比べると、次世代 IT 産業において、中国は 1,486 億ドルだったのに対して、日本は 2,954 億ドルと逆に中国の約 2 倍の規模だった。この統計をみる限り、中国の特許は「出願件数は多いが価値はまだそれほど高くない」といえる。特許庁のレポートによると、台湾の電子機器製造、鴻海 (ホンハイ) 精密工業の元法務責任者は「我々から見れば、中国の特許の質はまだまだ」「中国企業の特許の品質を、評価指標を用いて分析すれば、無駄な不安を避け、対応策を練ることも可能」などとコメントしている¹²。

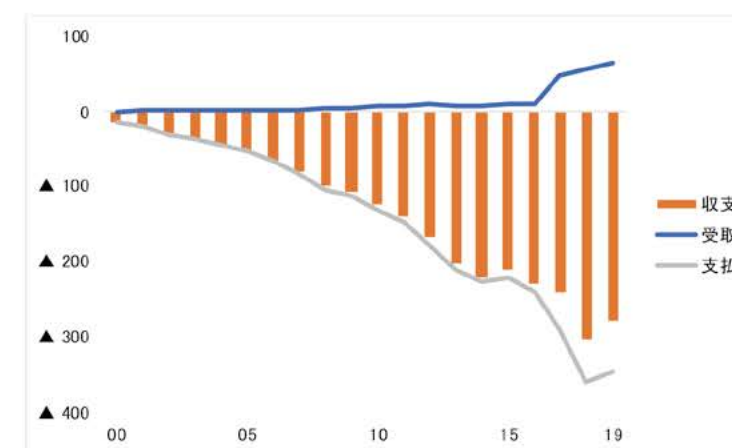
他方、筆者が技術に詳しい関係者にヒアリングしたところでは、「特許出願には人材と資金が必要。件数が日本を上回るということは、人材と資金が上回っていることを示唆する」「その意味で将来に対して警鐘を鳴らさないといけない」という指摘もあった。

このように、中国に対する見方は様々だが、統計数字からみると、中国はまだ質的には特許大国とはなっていないようだ。国際収支統計のうち、主に特許に関わる知的財産権等使用料をみると、中国は海外からの受取料よりも海外に支払う金額の方が圧倒的に多い。2019 年は受取が前年比 18.8% 増の 66 億ドル、支払が 3.9% 減の 344 億ドルとなり、収支は 8.1% 減少したものの、278 億ドルの赤字となっている (図表 6)。

¹¹ 詳細は、経済産業省「通商白書 2019」2019 年 7 月 (<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2019/2019honbun/index.html>) を参照。

¹² 特許庁「経営における知的財産戦略事例集」2019 年 6 月 (https://www.jpo.go.jp/support/example/keiei_senryaku_2019.html)

(図表 6) 中国の知的財産権等使用料の推移



(単位) 億ドル

(出所) 国家外貨管理局資料を基に作成

6. 立法・行政・司法面から見た中国の体制整備

知財強国へ向けて、中国は立法・行政・司法面から体制整備を推進している。それぞれの面から最近の動向を概観してみよう。

(1) 立法：進展する知財関連法制度の整備

2019 年 1 月に施行された電子商取引法では、プラットフォーム経営者の知財に関する責任が明記された。中国のプラットフォーム経営者も法整備に先行して模倣品対策を推進しており、中国の電子商取引 (EC) 最大手のアリババ集団は 2018 年、ウェブサイトでの知的財産に関する苦情を申し立てるシステム「アリババ IPP プラットフォーム」が完成。テクノロジースキームを通じて様々な知財問題を解決するほか、オフライン状況での模倣品の摘発までも実現しているという。

また、2019 年 3 月には、改正技術輸出入管理条例が施行され、①技術輸入契約の譲受人が技術を使用した結果、他人の合法的權益を侵害した場合、責任は譲渡人が負う、②技術輸入契約の有効期間内に改良した技術は、改良した側に帰属するといった条項が削除され、技術輸出に伴う外資の負担等が緩和された。

さらに、2019 年 4 月には改正反不正競争法、11 月には改正商標法が施行され、いずれも損害賠償額が増額された。改正商標法では懲罰強化に加えて、総則の中に「使用を目的としない悪意ある商標登録出願は拒絶しなければならない」という一文が入った。これにより、悪質な商標の出願が大きく減るようになっている。

この他、2020 年 1 月に施行された外商投資法では、行政機関およびその職員による行政手段を用いた技術移転強要の禁止が規定されるなど、外資に対する知財保護が強化された。

加えて、2020 年 10 月 17 日には改正専利法が全人代常務委員会で可決され、2021 年 6 月より施行される予定だ。同法では、故意侵害に最高 5 倍の懲罰的賠償を課す規定が新設されたほか、侵害訴訟における法定賠償額の上限額が現行の 100 万元から 500 万元に引き上げられるなど、侵害行為に対する懲罰が強化されている。

（2）行政：知財保護強化に向け行政機関を再編

従来、知財に関しては、①特許や実用新案、意匠に関しては国家知識産権局、②商標は国家工商行政管理総局、③地理的表示は国家品質監督検査検疫総局がそれぞれ管轄してきた。

こうした縦割り行政による弊害をなくすため、2018 年の国務院の機構改革によって、国家工商行政管理総局と国家品質監督検査検疫総局が新設の国家市場監督管理総局に統合された。さらに、その傘下に国家知識産権局を置き、知財関連の業務をすべて同局に集約させた。これにより、知財に関わる政策が統一化され、特に特許と商標に関する政策の連携が進むことで、知財保護の一段の強化が図られることとなった。

日本企業にとっても、行政再編の意義は大きいとされる。中国で知財関係者にヒアリングしたところ、主なメリットとして、①国家知識産権局が専利と商標を担うことで知財全般に関わる政策が統一化される、②専利と商標に関わる政策が連携し、地方政府による取り締まりも統一化されることで、知財保護が強化される、③政治色が強く、日中関係が悪くなるといきなり門を閉ざすような国家工商行政管理総局が所管していた商標を、リベラルでオープンな国家知識産権局が所管することで、日中関係の影響を受けにくくなり、政治リスクが低減する、の 3 点が指摘された。

（3）司法：知財専門裁判所を設置

中国では知財保護のための訴訟も急増している。こうした状況の下、裁判の質を高めるため、中国は 2014 年、北京、上海、広州の 3 カ所で知財だけを専門に扱う裁判所「知識産権法院」を設置した。また、2017 年には全国 20 の中級人民法院の中に「知識産権法廷」を開いた。さらに 2019 年 1 月には最高裁に当たる最高人民法院の中にも知識産権法廷を置き、特に技術専門性の高い案件について最終的にこの場で審理することにした。

中国では「外資系企業が知財問題で訴えられると、不利な判決が多い」とよくいわれるが、現地の弁理士に現況を聞いたところ、「外資の勝訴率は、商標など簡単な訴訟は 8 割ぐらい、特許関係でも 5 割以上」とのことで、「中国は知財紛争を国際レベルに引き上げようとしている」との見方だった。

最近の事例では、三菱電機が 2020 年 9 月 15 日、三菱商標を不正に付した FA 製品を製造・販売していた広東省広州市内の模倣業者に対し、2018 年 11 月の第 1 審に続き、上訴審となる広州知識産権法院においても勝訴が確定したと発表した¹³。被告である模倣業者に対

¹³ 三菱電機ニュースリリース「中国 FA 製品に関する商標権侵害訴訟における当社勝訴について」2020 年 9 月 15 日 (<https://www.mitsubishielectric.co.jp/news/2020/0915>)

して、広州知識産権法院は損害賠償金 266 万元（約 4,100 万円）の支払いおよび権利侵害行為による影響を解消するための謝罪声明文の新聞掲載等を命じている。

7. 重み増す標準化戦略

ここまで中国の知財戦略について考察してきたが、今後、知財と並んで重要になってくる標準化の問題だ。国際標準とは、製品の品質、性能、安全性、寸法、試験方法などに関する国際的な取り決めを指す。規格は標準とほぼ同義だが、正確には標準を文言化し、規定したものであり、いわば技術のルールである。

中国政府は「中国製造 2025」の中で、知財に加えて標準の強化を「戦略的な任務」に位置付け、重要視している。2018 年 1 月に施行された改正標準化法では、従来の「国際標準を積極的に採用するよう奨励する」との姿勢を「国際標準の制定に関与する」に改め、中国標準を国際標準としていく方針を打ち出した。また、中国政府は技術標準の長期戦略となる「中国標準 2035」の策定作業も進めている。

さらに、中国は国際標準組織への関与も強めており、2020 年 1 月には、国際電気標準会議（IEC）¹⁴の会長に中国華能集団の舒印彪董事長（元・国家电网董事長）が就任した。中国からの IEC 会長選出は初めてである。

ちなみに、世界知的所有権機関（WIPO）の事務局長には 2020 年 10 月、前シンガポール特許庁長官のダレン・タン氏が就任した。同年 3 月の事務局長選挙では当初、中国人である王彬穎 WIPO 事務次長が有力候補とみられていたが、タン氏は 83 カ国による決選投票で 55 票を獲得し圧勝した。中国人のトップ誕生を阻止したかった米国が、水面下で多数派工作を展開していた、と報じられている¹⁵。

中国の積極姿勢をにらみ、国際標準分野での連携を模索する動きもある。日本規格協会は 2019 年 11 月、中国標準化協会との間で標準化に関する情報交換、普及活動、国際標準化分野の協力などを盛り込んだ協力協定を締結したと発表した¹⁶。両者は、グローバルな規格開発のニーズが高まり、変化のスピードが速くなる中、有力な標準化機関同士の連携の強化が今後一層重要になるとの認識で一致、国際規格開発等での具体的な協力を推進していくため協定を締結したとしている。

a.html)。

¹⁴ 国際電気標準会議（IEC）は電気・電子分野の国際規格の作成を行う国際標準化機関。なお、電気・電子を除く産業分野（鉱工業、農業、医薬品等）に関する国際規格の作成は国際標準化機構（ISO）が行っている。

¹⁵ 「日本経済新聞」2020 年 3 月 15 日

¹⁶ 日本規格協会ウェブサイト (https://www.jsa.or.jp/datas/media/10000/md_4715.pdf)

8. 高まる中国のイノベーション・デジタル技術に対する評価

中国政府が知財および標準の強化を推進する中、中国のイノベーションに対する国際的な評価も着実に高まっている。WIPO や米国のコーネル大学などは毎年、各国のイノベーションの状況を指数化した「グローバル・イノベーション・インデックス」(GII) を発表している(図表 7)。2013 年に 35 位(日本は 22 位)だった中国は急速に順位を上げており、2019 年には日本を初めて抜いて世界 14 位となった。2020 年 9 月に公表された最新版によると¹⁷、前年に続いて世界 14 位となった(日本は順位を 1 つ下げて 16 位)。

GII の内容を見てみると、日本は中国より「制度」「インフラ」「市場の洗練度」「ビジネスの洗練度」の面では高いが、中国は「人的資本・研究」「知識・技術の生産」「創造的な生産」で日本を上回る評価を得ていた(図表 8)。具体的な数値をさらに見ると、「知識・技術の生産」では実用新案の出願件数、「創造的な生産」では商標出願が、それぞれ中国が日本を大きく上回っている。

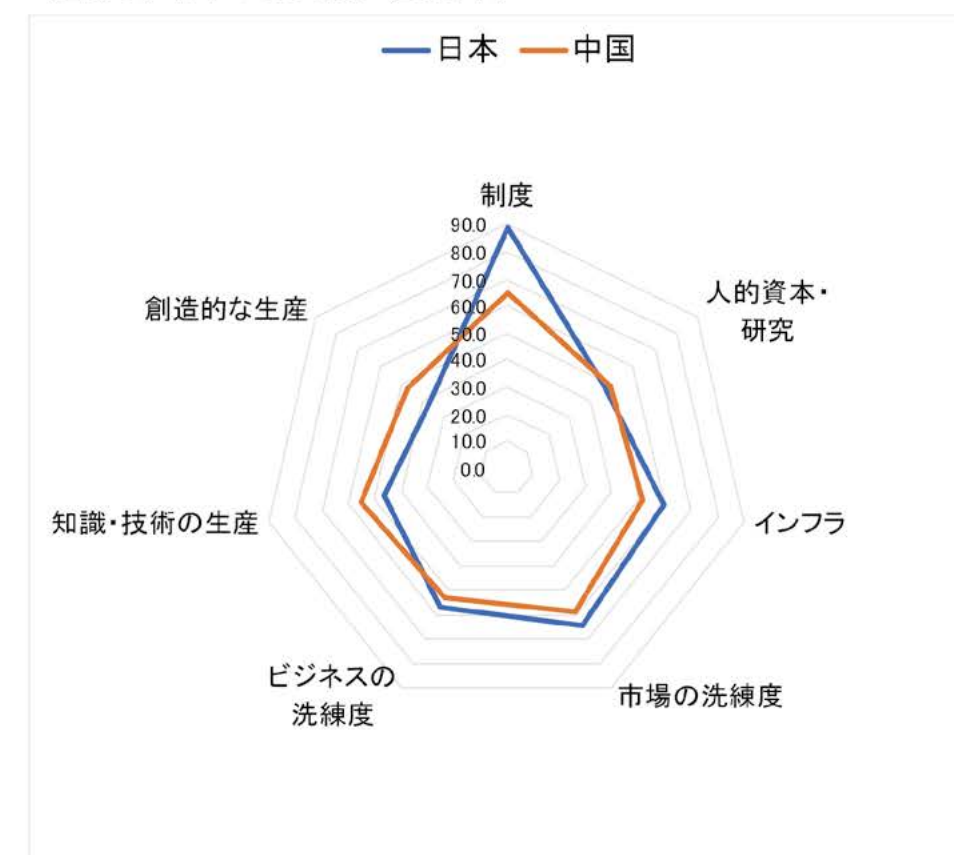
(図表 7) グローバル・イノベーション・インデックス (GII) の順位の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
①スイス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②スウェーデン	2	2	2	3	3	2	2	3	2	2
③米国	7	10	5	6	5	4	4	6	3	3
④英国	10	5	3	2	2	3	5	4	5	4
⑤オランダ	9	6	4	5	4	9	3	2	4	5
⑩韓国	16	21	18	16	14	11	11	12	11	10
⑭中国	29	34	35	29	29	25	22	17	14	14
⑯日本	20	25	22	21	19	16	14	13	15	16

(出所) コーネル大学、INSEAD、世界知的所有権機構 (WIPO) 「Global Innovation Index 2019」(2020 年 9 月)

¹⁷ GII の 2020 年度版は WIPO のウェブサイト (https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/2020/) で閲覧可能。

(図表 8) 日中の GII 比較 (2020 年)



(出所) コーネル大学、INSEAD、世界知的所有権機構 (WIPO) 「Global Innovation Index 2019」(2020 年 9 月)

デジタル技術に対する国際評価も高まっている。スイスの有力ビジネススクール「国際経営開発研究所」(IMD) が 2020 年 10 月 1 日に公表した、世界デジタル競争力ランキング (2020 年版) によれば¹⁸、2016 年に世界 35 位(日本は 23 位)だった中国は着実にランクを上げ、2019 年は 22 位と日本 (23 位) を上回り、2020 年は 16 位と前年より 6 つ順位を高めた。他方、日本は 27 位で 4 つ順位を落としている(図表 9)。

IMD の世界デジタル競争力ランキングは、①知識、②技術、③将来への備えの 3 項目で評価されるが、2020 年の順位を見てみると、日本は中国より「技術」の順位は 1 つ高いものの、中国は「知識」では 14 つ、「将来への備え」では 8 つ日本より高い順位となっている(図表 10)。各項目の詳細を見ると、「知識」ではデジタル技術のスキル、「将来への備え」ではビッグデータの活用・分析が、それぞれ中国が日本を大きく上回っている。

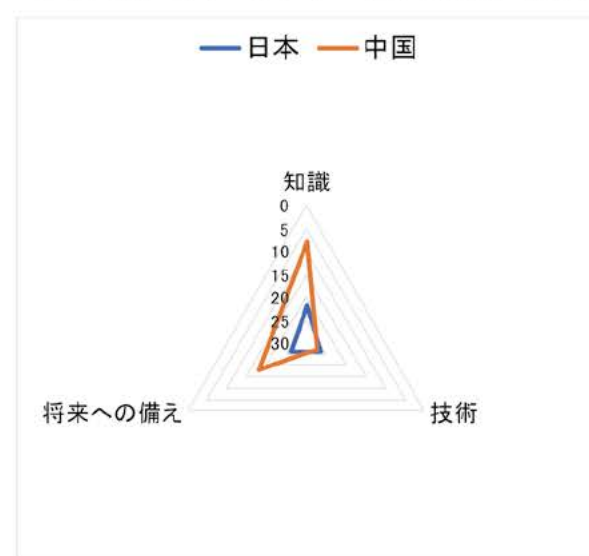
¹⁸ 同ランキングは IMD のウェブサイト (<https://www.imd.org/wcc/world-competitiveness-center-rankings/world-digital-competitiveness-rankings-2020/>) で閲覧可能。

(図表 9) 世界デジタル競争力ランキングの順位の推移

	2016	2017	2018	2019	2020
①米国	2	3	1	1	1
②シンガポール	1	1	2	2	2
③デンマーク	8	5	4	4	3
④スウェーデン	3	2	3	3	4
⑤香港	11	7	11	8	5
⑧韓国	17	19	14	10	8
⑩中国	35	31	30	22	16
⑪日本	23	27	22	23	27

(出所) 国際経営開発研究所 (IMD) 「The IMD World Digital Competitiveness Ranking 2020」(2020 年 10 月)

(図表 10) 日中のデジタル競争力比較 (2020 年)



(出所) 国際経営開発研究所 (IMD) 「The IMD World Digital Competitiveness Ranking 2020」(2020 年 10 月)

9. むすびに代えて

これまで見てきたように、「模倣大国」とも揶揄された中国は「知財強国」を国家目標に位置付け、立法・行政・司法面での体制整備を始め、さまざまな政策を推進してきた。国際特許出願件数は 2019 年に米国を抜いて世界 1 位になり、今後は課題とされる量から質への転換も進んでいくことが見込まれる。標準についても、中国標準を国際標準としていく方針を打ち出し、国際標準組織への関与も強めている。技術力の向上を背景に、WIPO が発表するグローバル・イノベーション・インデックスや IMD が公表する世界デジタル競争力ラン

キングで日本を追い抜くなど、イノベーションやデジタル技術に対する国際的な評価も着実に高めている。

こうした動きは、米中摩擦の激化を背景に、中国が科学技術の自力更生の道を模索する中、ますます加速していくことが予想される。今後の焦点としては、現在策定されている 2035 年に向けた「知識産権強国戦略大綱」や技術標準の長期戦略となる「中国標準 2035」の内容が注目されるところである。

かかる状況の中で、日本企業としては、常に先行して研究開発を行い、技術の先進性を維持していくことが、中国企業との競争におけるカギとなる。また、中国におけるビジネス環境の課題として指摘される知財保護については、中国企業による技術獲得だけを目的とした敵対的買収を回避しつつ、技術流出の防止に努めることも重要となる。さらに、日本企業の中国ビジネスにおいては、知財戦略に加えて標準戦略が非常に重要な要素となっている。製品や技術に関わる知財と、その性能を規格化する標準を連携して市場を獲得していく戦略も検討していく必要がある。

他方、「中国製造 2025」が掲げている重点分野には、日本企業が優位性を持つ分野も多く含まれている。技術の峻別は必要だが、中国の政府や企業とアライアンスを組みつつ、市場開拓を推進することはビジネスチャンスにつながるはずだ。

また、第四次産業革命を担うデジタル技術の分野では、中国企業が世界の最先端を走っており、新型コロナ禍で様々なオンラインサービスも続々と登場している。中国企業の提供するオンラインサービスにさまざまな不備があることを指摘する声もあるが、新規のビジネスモデルに取り組みやすい事業環境があることは事実だ。中国をデジタル技術のいわば「実験場」として活用し、その成功モデルを日本も含めた海外へ展開するというビジネス戦略も検討する価値があるといえよう。

(2020 年 10 月 23 日記)

ーコラム 北斗衛星測位システムと新型インフラ整備 ー

キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

第一、北斗衛星測位システム

一、中国文明における北斗

北斗七星とも呼ばれる北斗は、中国人にとってなじみ深い星の名であり、おおぐま座に光り輝く 7 つの恒星によって形作られている。この 7 つの星は、天の北方に位置し、その形状が勺斗（ひしゃく）に似ることから北斗と名付けられ、器の部分となる前の 4 つを「斗魁（とかい）」、柄の部分となる後ろの 3 つを「斗柄（とへい）」と呼ぶ。

1、季節を定め、方角を導く

「史記・天官書」には、「陰陽を分け、四時を建て、五行を均しくし、節度を移し、諸紀を定むるは、皆、斗に繋がる（陰陽を区別し、四季を分け、五行（金・木・水・火・土）の活動を円滑にし、二十四節気を推移させ、日時を定めるものは北斗である）。」とある。北斗七星は季節の移り変わりに伴い、空の異なる方角に現れるが、古代中国人は、その位置の変化に基づいて季節を定めていた（「斗柄、東を指せば天下みな春、斗柄、南を指せば天下みな夏、斗柄、西を指せば天下みな秋、斗柄、北を指せば天下みな冬。」）。

また、北斗七星は北の天極に近く、1 年中常に見ることができ、北の夜空で識別しやすいことから、夜間に方角を示す重要な参照坐標となった。

2、北斗崇拜

北斗七星で器の形状をなす前 4 つの星は、あわせて「魁星」とも呼ばれるが、魁星神は北斗の星が神格化されたものであり、科举及第と関係する。中国には、「魁星楼」や「魁星閣」といった魁星神を祭る建物のある場所が多くある。魁星神は手に筆を持ち、科举合格を司る、知識人の守護神である。魁星神が試験に参加する者に筆で印をつければ合格できると伝わるため、毎年、大勢の受験生が合格を祈願した。歴史的には、科举で驚異的な成績をあげた人を「魁星」と称した記載も数多くあり、魁星がもはや星座や神の名というばかりではなく、ある種の名詞として、科举の運氣、合格を象徴していたことが見て取れる。現代においても、魁という字は「最優先の」、「第一の」という意味を持っている。

二、北斗衛星測位システムの発展過程

1、北斗衛星測位システムとは何か

北斗衛星測位システムは、軍民共用の国の重要空間インフラであり、中国が国の安全と経済社会の発展の必要性に着眼して、自ら整備し、独自に運用する衛星測位システムである。全世界のユーザーに対し、全天候・全時間・高精度の測位、ナビゲーション及び報時サービスを提供することが可能であり、グローバルな公共資源にあたる。

2、世界四大衛星測位システム

現在、世界には、重要な衛星測位システム（global navigation satellite system, GNSS）として、中国の北斗衛星測位システム（BeiDou navigation satellite system, BDS）、アメリカの全地球測位システム（global positioning system, GPS）、EU のガリレオ衛星測位システム（Galileo navigation satellite system, Galileo）、ロシアのグロナス衛星測位システム（global orbiting navigation satellite system, GLONASS）の 4 つがある。

3、北斗衛星測位システムの発展過程【¹⁹】

（1） 第 1 段階 北斗 1 号システムの構築

1994 年、北斗 1 号システムプロジェクトが始動した。2000 年、軌道衛星に 2 機の衛星を投入してシステムが完成し、使用を開始した。アクティブ測位方式を採用し、中国のユーザー向けに測位、報時、広域差分、ショートメッセージ通信サービスを提供した。2003 年、静止軌道に 3 機の衛星を投入し、システム性能を強化した。

（2） 第 2 段階 北斗 2 号システムの構築

2004 年、北斗 2 号システムプロジェクトが始動した。2012 年、14 機の衛星（静止軌道衛星 5 機、傾斜対地同期軌道衛星 5 機、中軌道衛星 4 機）によるコンステレーションを完成させた。北斗 2 号システムでは、北斗 1 号システムの技術方式との互換をベースに、パッシブ測位方式を追加し、アジア太平洋地域のユーザーに対し測位、速度計測、報時及びショートメッセージ通信サービスを提供した。

¹⁹ 中国衛星測位システム弁公室「北斗衛星測位システム発展報告」2019 年 12 月

（3） 第 3 段階、北斗 3 号システムの構築。

2009 年、北斗 3 号システムの構築が始動した。2020 年に、30 機の衛星コンステレーションが完成し、北斗 3 号システムが完全に整備された。北斗 3 号システムは、アクティブサービスとパッシブサービスの 2 つの技術方式を継承し、全世界のユーザーに対し、測位・ナビゲーション・報時、グローバルショートメッセージ及び国際搜索救助サービスを提供するとともに、中国と周辺地域のユーザーに対し、衛星型衛星航法補強、地上型衛星航法補強、精密単独測位及びエリア内ショートメッセージ通信等のサービスを提供することができる。

4、北斗衛星測位システムの現状

1994 年に始動した北斗システムプロジェクトは、2000 年に北斗 1 号システムの構築が、2012 年に北斗 2 号システムの構築が完了した。2020 年 6 月 23 日、北斗 3 号全地球衛星測位システムの最後のコンステレーション衛星 1 機が西昌衛星発射センターから打ち上げられ、同年 7 月 31 日、北斗 3 号全地球衛星測位システムが正式に開通した。北斗 3 号全地球衛星測位システムは、中軌道衛星（MEO）24 機、傾斜対地同期軌道衛星（IGSO）3 機及び静止軌道衛星（GEO）3 機からなり、これらが共に北斗 3 号のコンステレーションを構成している。

2020 年 7 月 31 日午前、北斗 3 号全地球衛星測位システムの完成・開通式典が北京で開催され、習近平総書記が世界に向けて北斗 3 号全地球衛星測位システムの正式な開通を宣言した。これは、北斗の「3 段階」発展戦略が成功裏に完成し、グローバルサービスの新時代へと突入したことの象徴となった。

三、北斗システムの国際協力

1、米中協力

2014 年 5 月 19 日、米中は「米中民生用衛星測位システム（GNSS）協力声明」に署名し、その中で、常態化した交流メカニズムを確立し、経常的な会議を通じてプロセス協力を続けることに同意した。これらの議題を深く話し合うため、共同ワーキンググループを設立し、必要に応じて双方が関心を寄せる他の議題を追加することとした。

2017 年 12 月、米中は「北斗と GPS のシグナル互換及び相互運用に関する共同声明」に署名した。声明によれば、国際電気通信連合の枠組みのもと、2 つの衛星測位システムにつ

いて周波数の互換、民生用シグナルの相互運用を実現することとされ【20】、ユーザーは北斗と GPS の民生用シグナルを同時に使用するにあたり、コストを著しく増加させることなく、よりよいサービスを受けることができるようになった。

2、 中露協力

2015 年 5 月 8 日、中露は「中国の北斗とロシアのグロナスシステムの互換及び相互運用に関する共同声明」に署名した。この共同声明は、北斗システムと世界の他の衛星測位システムとの間で初めて締結された、システム間の互換及び相互運用に関する政府文書であり、北斗システムの国際的発展にかかる重要なシンボルである。

2015 年 7 月 8 日、中露は「中国の北斗システムとロシアのグロナスシステムの越境運送車両連合活用モデルプロジェクト協力枠組合意」に署名した。この合意の署名は、中露元首を立会人として署名された「北斗とグロナスシステムとの互換及び相互運用に関する共同声明」に続いて得られた実務協力の成果であり、北斗システムとグロナスシステムの融合発展、連合活用が新たな段階に入ったことを示すもので、北斗システムとグロナスシステムの連合活用モデルプロジェクトにおける初めての重要な進展である。

2015 年 12 月 17 日、中露政府は「北斗システムとグロナスシステムの平和利用による測位技術活用協力の展開に関する共同声明」に署名した。北斗システムとグロナスシステムの共同活用により、衛星測位サービスの品質と信頼性を高めることが可能となった。

2018 年 11 月 7 日、中露は「北斗及びグロナス全地球衛星測位システムの平和利用に関する中華人民共和国政府及びロシア連邦政府の協力協定」を締結し、「協力協定」に従って、双方が北斗衛星測位システムとグロナスシステムとの互換及び相互運用、モニタリングステーションの整備、モニタリング評価、測位技術の研究開発及び利用等の面で協力を展開することとした。

欧中の衛星測位協力。欧中の中で互換及び相互運用にかかるワーキンググループが設立され、多数の会談が行われた。周波数における協調を継続し、欧中スペース科学技術協力対話メカニズムのもとで幅広い交流を行っている【21】。

²⁰ 「互換」とは、衛星測位システムが協働する際に、各システムの測位性能が相互に生ずるノイズによる干渉を受けないということであり、「相互運用」とは、ユーザーが複数の衛星測位システムから提供されるサービスを受けるにあたり、1 つのサービス又はシグナルを単独で利用するよりも良好な効果を得ることができ、かつ、支払う代価が得られる効果を下回るということである。

²¹ 中国衛星測位システム弁公室「北斗衛星測位システム発展報告」2019 年 12 月

四、北斗システムの活用

1、産業活用

衛星測位に関連する製品及びサービスは、公共安全、交通運送、防災減災、農林水利、気象、国土資源、環境保護、公安・警務、測量製図・実地調査、緊急救援等の重要な産業及び分野で幅広く活用されている。特に、交通運送産業は、北斗システムが活用される重要な分野である。交通運送部は、「業種において北斗衛星測位システムの応用を推進することに関する交通運送部の指導意見」等の政策文書を発布し、「道路運送車両衛星測位システム北斗互換車載端末技術規範」等の業種規範を制定した。また、2017 年 11 月に、「北斗衛星測位システム交通運送業種応用専門規画」を発布し、その中で、産業活用分野を包括的に開拓することを専門規画の主たる課題の 1 つとしている。具体的には、鉄道、民用航空、郵政分野における北斗システムの活用推進、交通運送インフラの測量及び安全モニタリングでの北斗システムの活用、運送過程の監督管理分野における北斗システムの活用強化、「スマートハイウェイ」への北斗システム統合推進、北斗システムによる旅行サービスの推進、水上交通分野における北斗システムの活用推進、北斗システムによる総合運送の支援である。

現在、北斗システムは、重要な運送プロセスの監視、道路インフラの安全監視、港湾の高精度リアルタイム調整監視等の分野で幅広く活用されている。2019 年 12 月時点で、中国国内では既に、650 万台以上の営業運転車両、4 万台の郵政・宅配車両、36 の中心都市における約 8 万台のバス、3200 以上の内陸河川ナビゲーション施設、2900 の海上ナビゲーション施設において北斗システムが活用されている【22】。

2、一般大衆の応用【23】

北斗システムによる大衆サービスには広大な将来性がある。北斗に基づく測位サービスは、既に電子商取引、モバイルスマート端末の製造、位置サービス等の事業者採用されており、中国の大衆消費、シェアリングエコノミー及び民生の分野に広く浸透している。5G の商用化に伴い、北斗はまさに次世代のモバイル通信、ブロックチェーン、人工知能等の新技術との融合を加速しつつあり、北斗を活用した新モデル、新業態、ニューエコノミーが大量に出現し、人々の生産・生活様式を大きく変えているところである。

（1）電子商取引の分野

²² 中国衛星測位システム弁公室「北斗衛星測位システム発展報告」2019 年 12 月

²³ 中国衛星測位システム弁公室「北斗衛星測位システム発展報告」2019 年 12 月

中国の電子商取引企業の物流トラック、配送員の多くが、北斗の車載端末やスマートブレスレットを活用し、車・人・荷物の情報をリアルタイムで調整している。

（2）スマートフォンの分野

中国内外の主流チップメーカーが北斗に対応した通信・測位一体化チップを販売している。2019 年第 3 四半期において、中国市場で通信網への接続を申請した携帯電話には 400 モデルで測位機能が搭載されていたが、そのうち北斗による測位をサポートするものは 300 モデル近くあった。

（3）ウェアラブル端末の分野

北斗システムをサポートした腕時計、ブレスレット等のウェアラブル端末デバイス、及び学生カード、老人カード等の特定の人々に配慮した多数の製品が次々に登場し、幅広く活用されている。

第二、新型インフラの建設（新基建）

一、「新基建」の概念

2018 年、中央経済業務会議において「新型インフラ建設」の概念が初めて打ち出された。2020 年 4 月 20 日、国家発展改革委員会が開いた記者会見で、イノベーション・ハイテク発展司の司長である伍浩氏が記者の質問に答え、新型インフラの範囲を次のとおり明確にした。

「新型インフラの概念に関して、中央の関連文書、精神及び要請を慎重に検討し、国内外の発展の現状を体系的に整理した結果、新型インフラとは基本的に、新たな発展理念を指針とし、技術イノベーションに牽引され、情報ネットワークを基盤とし、質の高い発展のニーズに対応して、デジタルトランスフォーメーション、スマートアップグレード、融合イノベーション等のサービスを提供するインフラ体系であると認識している。今のところ、新型インフラには主に次の 3 つの内容がある。

1 つ目は情報インフラである。これは主に、次世代情報技術の進化をベースとして生まれるインフラをいい、例えば、5G、モノのインターネット、インダストリアルインターネット、衛星インターネットに代表される通信ネットワークインフラ、人工知能、クラウドコンピューティング、ブロックチェーン等に代表される新技術インフラ、データセンター、インテリジェントコンピューティングセンターに代表されるコンピューティングインフラ等である。

2 つ目はコンバージドインフラである。これは主に、インターネット、ビッグデータ、人工知能等の技術を活用して、従来型インフラからのモデルチェンジ・アップグレードを支援することにより形成されるコンバージドインフラをいい、例えば、インテリジェント交通インフラ、インテリジェントエネルギーインフラ等である。

3 つ目はイノベーションインフラである。これは主に、科学研究、技術開発、製品研究開発を支援する公益的なインフラをいい、例えば、重大科学技術インフラ、科学教育インフラ、産業技術イノベーションインフラ等である。」

2020 年 6 月 15 日、国務院国有資産監督管理委員会のウェブサイト「中央企業の新基建配備」というページが正式に開設された【24】。「新基建」には、5G 基地局、ビッグデータセンター、人工知能、インダストリアルインターネット、超高電圧、都市間高速鉄道及び都市間軌道交通、新エネルギー自動車の充電スタンド等の七大分野がある。従来型インフラと比べ、「新基建」では、デジタル化、インテリジェント化等の科学技術イノベーションに重点が置かれている。

二、新基建の概念の発展

時期	会議	内容
2018 年 12 月	中央経済業務会議	我が国の発展の現段階において、投資需要の潜在力はなお巨大であり、投資の基幹的役割を発揮させ、製造業の技術改造及び設備更新を強化し、5G 商用化の歩みを加速させ、人工知能、インダストリアルインターネット、モノのインターネット等の <u>新型インフラの建設</u> を強化し、都市間交通、物流、市政インフラ等への投資を拡大し、農村インフラ及び公共サービス施設の整備における弱点を補い、自然災害防止能力の構築を強化する必要がある。
2019 年 3 月	「政府業務報告」	有効投資を合理的に拡大する。国の発展戦略をしっかりと押さえ、重点プロジェクトの実施を加速する。鉄道投資 8000 億元、道路・水運投資 1.8 万億元を完了し、更に重大水利プロジェクトに着工し、四川・チベット鉄道の規画建設を加速し、都市間交通、物流、市政、災害防止、民間航空及びゼネラル・アビエーション等のイ

²⁴ <http://www.sasac.gov.cn/n4470048/n13461446/n14761619/index.html>

		ンフラへの投資を拡大し、 <u>次世代情報インフラの建設</u> を強化する。
2019 年 12 月	中央経済業務会議	国の長期的発展に着眼し、戦略的なネットワーク型のインフラ建設を強化し、四川・チベット鉄道等の重大プロジェクトの建設を推進し、通信ネットワークの構築を着実に推進し、自然災害防止の重大プロジェクトの実施を加速し、市政パイプ網、都市駐車場、コールドチェーン物流等の建設を強化し、農村の道路、情報、水利等の施設の建設を加速する必要がある。
2020 年 1 月 3 日	国務院常務会	先進的製造業を大いに発展させ、情報ネットワーク等の <u>新型インフラ</u> への投資サポート政策を出し、インテリジェント・グリーン製造を推進する。製造業投資における民営及び中小企業役割をよりよく発揮させ、企業が技術改造への投入を拡大し、先進的な適正技術を運用して従来型産業をアップグレードし、重大イノベーション技術及び製品応用、工業基礎能力の向上、新原動力の成長を促進し、労働生産性を引き上げることを奨励する。
2020 年 2 月 14 日	中央全面的改革深化委員会第 12 回会議	インフラは経済社会の発展における重要な支柱である。全体最適、協同融合を方向性として、既存及び追加の、従来型及び新型のインフラの発展を統一的に計画し、集約的で効率が高く、経済的合理性があり、インテリジェント・グリーンの、安全で信頼性の高い現代的インフラ体系を打ち立てる必要がある。サービス業の参入許可制限を分類して緩和し、監督管理体系を構築し、重点分野の改革を深め、リスク防止統制メカニズムを健全化し、関連の法律法規を完全化し、供給の質及び効率を引き上げる必要がある。
2020 年 2 月 21 日	中共中央政治局会議	有効需要を積極的に拡大し、消費の回復及び潜在力の解放を促進し、有効投資の基幹的役割を適切に発揮させ、新たな投資プロジェクトの着工を拡大し、建設中プロジェクトの建設進度を

		加速させる必要がある。試薬、薬品、ワクチンの研究開発への支持を拡大し、バイオ医薬、医療設備、5G ネットワーク、インダストリアルインターネット等の急速な発展を推進する。
2020 年 3 月 4 日	中共中央政治局常務委員会会議	投資プロジェクトを適切に選択し、土地使用、エネルギー使用、資金等の政策付帯を強化し、国の規画において既に明確にされている重大プロジェクト及びインフラストラクチャーの建設推進を加速する必要がある。公共衛生サービス、緊急対応物資保障の分野への投入を拡大し、5G ネットワーク、データセンター等の <u>新型インフラの建設</u> 進度を加速する必要がある。民間投資の積極性を引き出すことに重点をおく必要がある。
2020 年 4 月 17 日	中共中央政治局会議	有効投資を積極的に拡大し、旧型小区の改造を実施し、従来型インフラ及び <u>新型インフラ</u> への投資を強化し、従来型産業の改造・アップグレードを促進し、戦略的新興産業の投資を拡大する必要がある。
2020 年 4 月 17 日	中共中央政治局常務委員会会議	一群の重大プロジェクトを開始し、従来型インフラ及び 5G、人工知能等の <u>新型インフラの建設</u> を加速する必要がある
2020 年 7 月 30 日	中共中央政治局会議	<u>新型インフラの建設</u> を加速し、重大区域の発展戦略を深く推進し、国の重大戦略プロジェクトの実施の歩みを加速させる必要がある。

第三、北斗衛星測位システムと 5G との融合

2020 年 8 月 3 日、国務院報道弁公室は、北斗 3 号全地球衛星測位システムの完成・開通について記者会見を開き、中国衛星測位システム管理弁公室主任、北斗衛星測位システム報道官の冉承其氏が、5G と北斗との結合に関する記者からの質問に答えて次のように語った。「5G は将来のモバイル通信の新しいベンチマークだ。中国は現在、5G の分野で多くの取り組みを行っており、経済社会の発展と人々の日常生活に徐々に浸透しつつあるところだ。5G の到来に伴い、時間と位置について、より高度な要求がなされるであろう。今、認識可能な未来では、より精度の高い位置情報と時間情報を提供することができるのは衛星測位システムだけである。よって、5G と北斗衛星測位システムは天然の融合性を備えている。

5G の到来に伴い、インターネットからモノのインターネットの時代になるが、北斗と 5G、人工知能、新興技術等とが融合し、必ずや新たな産業や業種を生み出し、新たな経済成長のポイントをもたらすものと強く期待している。私たちはたくさんの新しい変化を目にしている。例えば、風力発電への精度の高い応用により、効率を 20%以上引き上げることができた。5G の到来後は、無人運転、自動運転、無人機等の面で革命的な変化を起こすことができる。中国の国内企業は、北斗の精度の高いアプリケーションを 5G と融合させることに力を入れており、自動運転、インターネット自動車の分野で多くのイノベーション活用を実施しているところだ。もちろんのことだが、インターネット自動車はその中の 1 つの分野にすぎず、無人化、インテリジェント化が北斗+5G のもたらす新たな変化であることは間違いない。」

一、交通運送の分野における北斗と 5G の組合せ

2020 年 8 月 6 日、交通運送部は、「交通運送分野における新型インフラストラクチャーの建設を推進することに関する指導意見」（以下「指導意見」という。）を發布した。情報インフラの整備支援について、「指導意見」においては、第 5 世代移動体通信システム（5G）等の共同活用、北斗システムとリモートセンシング衛星の産業活用を推進し、ネットワークセキュリティの保護を強化し、データセンター、人工知能の整備及び活用を推進することが示されている。また、高速道路及び鉄道の重要区画、重要な総合旅客運送ハブ、港湾及び物流パーク等において徐々に固定通信と移動通信との結合、ブロードバンドとナローバンドとの結合、パブリックネットワークとプライベートネットワークとの結合によるネットワーク網羅を実現すること、交通運送産業において北斗システムによる高精度測位・位置サービスの能力を引き上げ、北斗システムによる高精度地理情報地図を整備すること、交通運送シーンにおいて新技術を活用した安全施設の付帯配備を加速し、統一認証及びデータ伝送の保護を強化すること、総合的な交通運送データセンターを完備し、部門・階層を横断した総合運送データリソースの十分な集約、有効な共有を推進し、大規模化・体系化された産業ビッグデータセットを形成することとされた。

2020 年 9 月 24 日、交通運送部の 9 月定例記者会見において【25】、交通運送部の孫文劍報道官は、2020 年上半期に物流コストが 990 億元以上下がり、昨年 1 年間で上回ったと発表した。交通運送部では、現代的総合交通運送体系の完備に力を入れ、新エネルギーの車両船舶、ゼネラル・アビエーション等の新産業を大いに発展させ、5G、北斗等のイノベーション活用を強化し、インテリジェント道路、インテリジェント港湾等の整備を加速し、ネットワーク貨物運送、無人配送等の新業態、新モデルの発展を推進し、新たな成長エネルギーと投資の成長ポイントを形成していくこととしている。

25 <http://www.mot.gov.cn/2020wangshangzhibo/2020ninth/>

二、スマート時代の「5G+北斗」

中国工程院院士、武漢大学教授の劉経南氏によれば【²⁶】、「5G+北斗」をベースにしたユビキタスマッピング能力は、人類の測位、ナビゲーション、時間感知の知能が現代技術を基盤として拡大されたものであり、これはスマート時代において、地域的、広域的にさらにはグローバルな時空間事象及び対象情報を正確に感知する基幹インフラでもあれば、広域的・グローバルなスマート協同制御をサポートするイネープリング技術でもある。北斗は一種のイネープリング技術であり、他の技術と融合させることで、これらの技術に時空間の新しい機能が与えられ、技術が高次元化、効率化される。時代が発展するにつれ、将来の北斗の活用には極めて大きな想像の余地が生まれる、ということである。

以上

筆者紹介：1990 年 京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市役所を経て 95 年 弁護士登録。99 年 村尾龍雄法律事務所、2000 年 キャストコンサルティング（上海）、02 年 弁護士法人キャストを設立。中国事業のコンサルティングは 20 年以上の実績をもつ。日系企業のアジア進出サポートのため、12 年 キャストコンサルティング（ミャンマー）、13 年 弁護士法人キャストホーチミン支店を設立（2017 年 8 月にベトナム司法省認可を得てベトナム弁護士法人化）し、現地に根差したサービスを提供している。香港ソリシター（香港弁護士）でもある（香港 Li & Partners 所属）。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を 2 度受賞。『これからの中国ビジネスがよくわかる本』（ダイヤモンド社）ほか著書・論文多数。

²⁶ http://www.xinhuanet.com/2020-06/24/c_1126153441.htm

